

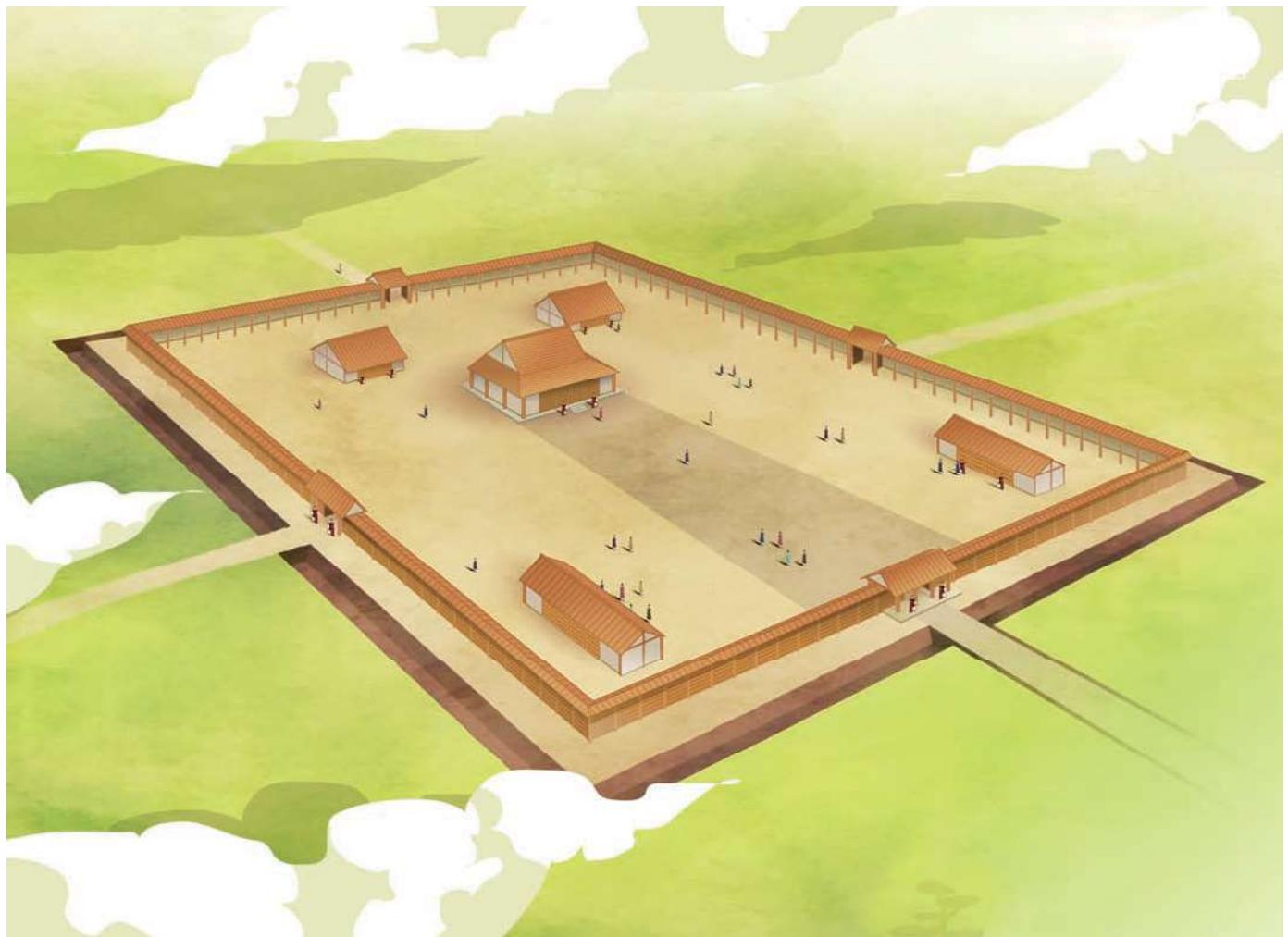
ふく ぱる ちよう じや ぱる かん が い せき

福原長者原官衙遺跡

国史跡指定記念講演会

日時 平成 29 年 8 月 5 日 (土)
14 時 ~ 16 時 30 分

場所 行橋市中央公民館 大会議室



福原長者原官衙遺跡の復元イメージ図

主催 行橋市・行橋市教育委員会

ごあいさつ

いにしえの「豊の国」が分割され、北九州市の門司から大分県の宇佐までをエリアとする「豊前国」になったのは 7 世紀の末頃といわれています。この時代は律令制度を基礎にして日本の国のかたちが整えられていく時代でもあります。

行橋市で発見された「福原長者原官衙遺跡」は、この時代に現れた九州最大級の官衙（役所）遺跡です。この遺跡は豊前国の行政を担った国府のような役所の跡だと考えられますが、一般の国府よりはるかに規模が大きく形態も特殊であり、その実態の解明が待たれる遺跡です。

このたび、この遺跡の価値が認められ、文化審議会によって国の史跡に指定するよう、答申されました。ご協力いただいた土地所有者の皆様を始め、関係者の皆様に深く感謝いたします。市といたしましても、国の文化財となつたこの史跡の保存と活用にこれから取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今回、福原長者原官衙遺跡の史跡指定までの経緯をみなさまに報告するとともに、福原長者原官衙遺跡の歴史的、学術的意義について、古代官衙研究の第一人者に講演をいただきます。この講演会によってこの地域の歴史についての関心がさらに高まりますことを願うものです。

平成 29 年 8 月 5 日

行橋市長 田中 純



記念講演プログラム

14:00 開 会

14:10 報 告 「福原長者原官衙遺跡の調査と史跡指定の経過」

行橋市教育委員会 小川 秀樹

14:50 休 憇

15:00 記念講演 「福原長者原官衙遺跡の歴史的意義 —古代国家の地域支配を考える—」

国立歴史民俗博物館 林部 均

16:30 閉 会



記念講演講師紹介

林部 均 （はやし べ ひとし） ＜国立歴史民俗博物館 教授＞

1960 年大阪府に生まれる。関西大学文学部史学地理学科卒業、博士（文学）。専門は日本考古学で、飛鳥・藤原京、平城京などの古代の宮都から、古代国家の形成過程を追及している。主な著書に『古代宮都形成過程の研究』2001 年、『飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮』2008 年、『平城京誕生』2010 年などがある。福原長者原遺跡調査指導委員会の委員を務め、調査に対する指導・助言や報告書執筆にあたった。

報告

ふく ぱる ちょう じや ぱる かん が
福原長者原官衙遺跡の調査と史跡指定の経過

行橋市教育委員会 小川 秀樹

1. 調査と保存の経緯

福原長者原官衙遺跡（旧称 福原長者原遺跡）は福岡県行橋市南泉にあり、遙か南の英彦山山系から派生する丘陵地の先端付近の台地上に立地する。

平成 8 年から 9 年にかけて県道拡幅にともない福岡県教育委員会による発掘調査が行われ、大規模な溝の一部（官衙を区画する大溝の北西部）が検出された。

平成 22 年から 25 年にかけて東九州自動車道建設に伴う発掘調査が九州歴史資料館により行われ、大規模な官衙遺跡であることが判明した。この時確認された遺構は、官衙（役所）を区画する大規模な溝や、掘立柱の回廊状遺構、門跡、脇殿と考えられる大型掘立柱の建物群である。

平成 24 年から 27 年まで、行橋市教育委員会が高速道路部分以外の地区で範囲内容確認調査を行い、I 期、II 期の官衙政庁の北限、I 期政庁のおおよその南限、正殿地区の建物群の一部を確認した。

これまでの調査で官衙の時期を示す遺物が、少数ながら出土している（図 12）。最も初期の遺物に II 期の西脇殿より出土した 7 世紀第 4 四半期に比定される須恵器の壊蓋があるが、出土土器の多くは 8 世紀前半のものである。遺跡の性格を示す遺物としては転用硯を含む複数の硯が出土している。瓦も出土しているが少量であり、屋根に葺かれていたとしても、部分的なもので屋根の大半は板葺であろう。また鋳造や鍛冶に関する遺物も出土していることから、政庁造営にあたって、敷地内で建物の金具などを製作していたことがうかがえる。

敷地が方形に区画され、その中に規則正しく建物が配置されること、硯など文書作成に必要な遺物が出土することから、古代の大規模な官衙政庁跡であることがわかり、文化財としての価値も極めて高いことが判明したため、高速道路部分の遺跡の保存について福岡県、行橋市、西日本高速道路株式会社の間で協議が重ねられた。その結果、発掘された遺構の上に十分な保護層を置いて、地下に遺構を保存した上に高速道路が建設されることとなった。また高速道路開通後の平成 27 年 3 月には、八脚門（南門）が確認された遺跡南側の高速道路用地 972 m²を、日本高速道路保有・債務返済機構の許可を得て史跡広場として整備し一般公開している。

2. 福原長者原官衙遺跡の変遷

この官衙政庁は 7 世紀末につくられ、8 世紀の中頃まで存在したことがわかっている。その間 2 回の大きな改修工事が行われ、次のような 3 期にわたる変遷が確認された（図 1）。

I 期政庁（7 世紀末～8 世紀初頭）

東西 127.8m、南北 135m + α （南端が不明）の長方形の区画溝で囲まれ、その内側から東脇殿とみられる掘立柱建物などが検出された。

II 期政庁（8 世紀第 1 四半期）

I 期の区画溝が埋め戻され、新たに一辺 150m 四方の正方形に廻る区画溝が設けられた。その内側に一辺約 118m 四方の掘立柱の回廊状遺構が廻り、回廊の南辺に八脚門の南門、東辺に四脚門の東門が設けられた。回廊状遺構で区画された内部では、中央北側で正殿と推定される東西棟の掘立柱建物などが確認され、南側では東西の脇殿に相当する南北棟の掘立柱建物が確認された。政庁の平面プランは 694 年に造営された奈良県の藤原宮をモデルとしたと考えられる。⁽¹⁾



III期政庁（8世紀第2四半期）

III期にはII期の正殿に相当する建物や南門、東門、回廊状遺構が建て替えられたと推定される。施設は全体的に簡素化され、回廊状遺構は、木柵あるいは板塀につくり変えられたと考えられる。簡素化によって生じた残材は、新たに建設する施設(例えば新しい豊前国府)に転用された可能性もあり、施設の簡素化は官衙の移転を視野に入れてのことかもしれない。

このIII期をもってこの官衙は役割を終え、8世紀の中頃には、別の場所(有力候補地は、みやこ町の豊前国府跡周辺)に移転したものと考えられる。

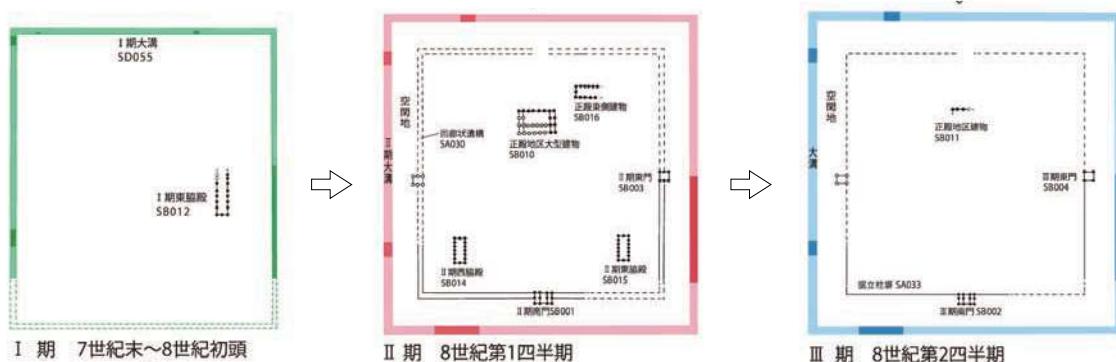


図1 福原長者原官衙遺跡変遷模式図

3. 福原長者原官衙遺跡の重要性

福原長者原官衙遺跡は、同時期の一般的な地方官衙遺跡とは、規模、形態、造営時期を異にする特殊な官衙遺跡で、そのことが遺跡の重要性を示している。

【政庁の規模】

I期からIII期までの政庁の広さは、いずれも地方官衙としては突出した規模である。さい かい どう西海道(九州)には大宰府政庁や筑後国府跡のI期古宮国府などの巨大な官衙政庁跡が存在するが、本遺跡もこれに並ぶもので、確認されている諸国の国府政庁の中でも屈指の規模を誇る。

【政庁の形態】

政庁の形態も特殊で、とりわけII期政庁では一辺150mの正方形の区画溝の内側に、一辺約118mの回廊状遺構が廻っている。回廊状の区画施設をもつ官衙には愛媛県松山市の久米官衙遺跡があるが、国府政庁としては異例である。またII期政庁の南門は桁行^{けたゆき}8.52m、梁行^{はりゆき}4.92mの大規模な八脚門で、この官衙の格式の高さを示している。

II期政庁を囲む区画溝と回廊状遺構との間には、幅11.8m前後の空閑地が四周に廻り、こうした平面プランが藤原宮に近似することから、藤原宮をモデルとして造営された可能性が指摘されている。⁽²⁾

【政庁の造営時期】

この政庁がつくられたのは7世紀末にさかのぼり、国府級の地方官衙としては極めて古く、他国ではまだ国府政庁がほとんど整備されていない段階である。さらに8世紀第2四半期の終焉まで施設変遷がたどれる点でも貴重な遺跡である。

福原長者原官衙遺跡が、他の国府政庁に先立ってつくられていることや、規模が一般の国府政庁と比較して格段に大きいこと、II期の政庁が藤原宮をモデルとして造営されていることなどから、福原長者原官衙はつくられた当初は、単なる国府政庁に留まらない特別な役割をもった官衙であった可能性がある。史跡の名称を「豊前国府跡」ではなく「福原長者原官衙遺跡」としたのは国府以上の官衙である可能性があるからである。



残念ながらこの官衙について記した文献記録がないため、具体的にどのような機能をもった官衙であったのかは現時点では不明であるが、律令政府が外交や軍事の最前線である西海道の支配の拠点として太宰府政庁とともに設けた施設だと推測される。8世紀前半のある段階からは豊前国府としての役割を担っていたと考えられるが、8世紀中ごろには国府は別の場所に新設され、福原長者原官衙遺跡はその役割を終えたものと考えられる。

本遺跡はわが国の律令国家成立期に、政府が地方行政機構をどのように整備していったのか、また西海道をどのように統治していったのかを知る上で極めて重要な遺跡だといえる。

4. 国史跡指定の経過と今後の計画

福原長者原遺跡調査指導委員会の、福原長者原遺跡の重要性から国の史跡に指定し、保存と活用を図ることが望ましいとの意見に基づき、行橋市では文化庁や福岡県教育委員会と協議し、史跡指定に向けた事務を進めた。遺跡の土地所有者の方々に協力のお願いをしたところ、多くの方に指定へのご同意をいただくことができ、平成29年1月19日に文部科学大臣に宛てて国史跡指定に関する意見具申書を提出することができた。その際、それまで「福原長者原遺跡」と呼んでいた遺跡名を、遺跡の内容が名前からわかるように「福原長者原官衙遺跡」と改称した。

平成29年6月16日に文化審議会が文部科学大臣に福原長者原官衙遺跡 24,293.47 m²を国の史跡に指定するよう答申し、国の史跡となることが決まった。正式に国史跡となるのは官報で告示されてからで、秋ごろになる見込みである。

行橋市では第5次行橋市総合計画のなかで「史跡整備と文化財の活用」を掲げ市内の史跡の計画的な整備と活用を図ることとしている。福原長者原官衙遺跡についても、市が管理団体となり保護を図るとともに、保存、整備、活用計画を策定し、地域の歴史への理解や郷土への愛着心の醸成、観光の振興などに積極的に活用していきたいと考えている。

現在、史跡の上には住宅があり、酪農業が営まれ、道路も走っていることから、遺跡の整備は時間をかけて計画的に行う必要がある。一方で、訪れた方に福原長者原官衙遺跡の姿を知っていただくためにさまざまな工夫が必要となるが、その一つとしてAR、VRなどの技術を用いて地下に埋もれた遺跡をタブレットなどの電子端末上で再現することも検討していきたい(図2)。

終わりに史跡の指定にご協力いただいた方々や、調査にご尽力いただいた方々、関係諸機関に厚くお礼申し上げます。



図2 整備した南門周辺とVRのイメージ図

註

- (1) 林部均「(2) 政府周囲の空閑地と大溝」『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書 第58集 2016年
林部均「福原長者原遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡」行橋市教育委員会編『シンポジウム 豊前國誕生 福原長者原遺跡とその時代』2017年
- (2) 前掲註(1)

参考文献

- 福岡県教育委員会『寄原遺跡・長者原遺跡』福岡県文化財調査報告書 第146集 2000年
九州歴史資料館『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 2014年
行橋市教育委員会『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書第58集 2016年
行橋市教育委員会編『シンポジウム豊前國誕生 福原長者原遺跡とその時代』2017年

記念講演

福原長者原官衙遺跡の歴史的意義

—古代国家の地域支配を考える—

国立歴史民俗博物館教授 林 部 均

1.はじめに

福原長者原官衙遺跡は、福岡県行橋市南泉に所在する古代の役所の遺跡である。2010年からはじまった東九州自動車道建設とともに本格的な発掘調査により、大まかに新旧2時期の官衙遺構が検出された⁽¹⁾。これらをⅠ期・Ⅱ期と呼称している。2017年6月16日に約24000m²が国指定史跡の答申を受けた。

ここでは、主にⅡ期の官衙遺構(政庁)をとりあげて、その特徴を藤原宮や仙台郡山官衙遺跡と比較することにより、その歴史的な意義を考えてみたい。

2.福原長者原官衙遺跡

福原長者原官衙遺跡では、回廊状遺構SA030で囲まれた一辺約120mのほぼ正方形の政庁が検出されている(図10)。その内部の北寄り、ほぼ中軸線上では、東西7間、南北3間で南に庇がつく東西棟建物SB010がみつかっている。回廊状遺構SA030の南辺中央には東西3間、南北2間の建物SB001が位置し、棟とおりにも柱穴があり、政庁の南門とみてよい。南門の北では、中軸線上の広場を挟んで東西に南北棟建物が3棟検出されている(SB012・014・015)。南北棟建物SB012をⅠ期、南北棟建物SB015をⅡ期とする意見もあるが、とくに切り合いがあるわけではなく、ここではともにⅡ期として捉える。中央の広場を囲むように、脇殿が東西に二列に並んで配置されていた可能性を考えたい。

また、Ⅱ期にともなうかどうかは明確ではないが、政庁の南東で、竪穴建物SH110や井戸SE080がみつかっている。一気に埋め戻されていることなどから、Ⅰ期にともなう可能性が強いが、政庁内部に竪穴建物や井戸があるのは、福原長者原官衙遺跡の大きな特徴であり、古代国家形成期7世紀末～8世紀はじめ)の官衙遺跡の特徴でもある。

さらに、回廊状遺構SA030の外には、幅11.7～11.8mの顕著な遺構が認められない空閑地が取り囲み、さらに、その外側を幅4.5mの大溝SD050がめぐる。

3.造営尺からみた福原長者原官衙遺跡の年代

遺跡の年代を検討するには、土器などの資料を用いるのが最も妥当な方法である。しかし、福原長者原官衙遺跡のような役所にかかわる遺跡の場合、年代を確実におさえられる土器などの出土はきわめて少ない。そこで、ここでは造営尺に着目して、その造営年代を少しでも絞り込む作業を試みたい(図3)。

福原長者原官衙遺跡の南辺の回廊状遺構SA030の外側柱列は、南門と推定される建物SB001の棟とおりに一致しており、建物SB001(南門)心と回廊状遺構SA030の南西隅の距離は造営尺を検討するとき、ひとつの定点となる。その距離は58.9mである。この数字を折り返した117.8mが、Ⅱ期の回廊状遺構の外側柱列間の距離、回廊状遺構の東西幅として、造営尺復元の基準となる。

ところで、福原長者原官衙遺跡のⅡ期が造営されたと推定されている7世紀後半から8世紀前半にかけては、当時の度量衡⁽²⁾で大尺と小尺が存在した。養老令の雜令⁽²⁾に「凡そ度は十分を寸とせよ。十寸を尺とせよ。一尺二寸を大尺の一尺とせよ」とあり、小尺の1尺2寸が大尺の1尺であった。また、「凡そ地を度り、金・銀・銅・穀を量るには皆大を用いよ。此のほかは官私悉く小なる者を用いよ」とあり、土地測量などの地割にかかわることは、大尺を用い、それ以外の建築などについては小尺を用いた。小尺は唐大尺に由来するもので、7世紀中ごろから8世紀にかけては、1尺が0.292～0.302mに復元される。



福原長者原官衙遺跡の年代に近い藤原宮においては、1 尺が 0.293 ~ 0.296m という実測値が得られている。大尺は小尺の 1.2 倍であるから、1 尺は 0.352 ~ 0.356m に復元される⁽³⁾。

さて、こういった当時の度量衡を用いて、回廊状遺構の東西幅 117.8m を検討すると、400 小尺 (1 尺 = 0.294m) とするのが妥当である⁽⁴⁾。これを仮に大尺(小尺の 1.2 倍)で算出しても 333 大尺となり、整数値とはならない。政庁中枢部の建物は小尺でなされていると考えるのが妥当である。ただ、建物の設計はともかく、建物の配置は地割にかかる問題なので、小尺と簡単に判断することには躊躇する。

そこで、回廊状遺構の東西幅 117.8m を大尺で検討すると、先にも述べたように 333 大尺となり、きれいな整数値とはならない。しかし、333 大尺は 1000 大尺の 1/3 であり、1000 大尺という整数値を単純に 3 分割し、その 1 区画 333 大尺に小尺を使って建物を設計、配置すると、回廊状遺構の東西幅が 400 小尺となる。この場合、整数値である 1000 大尺の 1/3 の 333 大尺の区画を基準として、その中央に軸線を設定し、それをもとに東西にそれぞれ 200 小尺の幅の回廊状遺構を配置したことになる。

ここで、どうして福原長者原官衙遺跡の造営尺を検討するのかを説明しておきたい。

和銅 6 年 (713)2 月 19 日の格によると「其地を度るに六尺を以て歩と為よ」とあり、度量衡の改定がおこなわれた。雜令の「凡そ地を度るに、五尺を歩とせよ。三百歩を里とせよ」の改定であり、1 歩が 5 大尺とされてきたものが、1 歩の長さを変えずに、6 小尺とするとしたもので、土地を測る尺度、度地尺としてのみ使用が認められていた大尺の使用停止と小尺への統一を意味するもので、それまで土地の計測などには大尺を使い、それ以外のものには小尺を使っていたものが、これ以降、すべて小尺に統一されることになった。

すなわち福原長者原官衙遺跡がすべて小尺で設計されていたら、和銅 6 年 (713) の度量衡改定以降の造営となる。また、地割に大尺を用い、建物の設計などに小尺を使っているならば、それ以前の造営とみることができる。

福原長者原官衙遺跡の政庁中枢やその周辺施設などの大まかな地割は、大尺でおこなわれている可能性が強い。そして、個々の建物の設計や施設の大きさは小尺が使われている。すなわち、大尺と小尺と併用している段階に造営されたとみてよい。福原長者原官衙遺跡の造営は和銅 6 年 (713) を遡る。大宰府政庁 II 期の造営は 710 年代の後半とされているので⁽⁵⁾、それよりも確実に遡るということをここでは確認しておきたい。

4. 福原長者原官衙遺跡政庁の空閑地と大溝

福原長者原官衙遺跡では、とくに政庁を区画する回廊状遺構の外を取りまく空閑地と大溝に注目したい(図 4)。東九州自動車道建設にともなう九州歴史資料館の調査(3 次調査)では、回廊状遺構の東西幅が確認されるとともに(117.8m)、その外側、東では幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝、西では幅 11.7m の空閑地と大溝を検出している。また、南では回廊状遺構と幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝がみつかった⁽⁶⁾。また、行橋市教育委員会の 4 次調査、8 次調査では、位置をたがえてではあるが、回廊状遺構と大溝が確認されている⁽⁷⁾。政庁を囲んで四周围に空閑地と大溝がめぐっていたとみてよい。とくに、南辺と東辺では回廊状遺構にともなう雨落ち溝は別に検出されているので、政庁全体を区画する意味で大溝が掘削されていることがわかる。空閑地も大溝も、その中に位置する政庁を周辺地域から区画するとともに、より莊厳にみせる施設であったと考えたい。

それでは、政庁を取りまく空閑地と大溝は、どこに、そのモデルが求められるであろうか。

5. 福原長者原官衙遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡

藤原宮は奈良県橿原市に位置する宮殿遺跡である⁽⁸⁾。持統 8 年 (694) から和銅 3 年 (710) までの王



宮で、はじめて条坊制を導入した都城である。東西 925.4m、南北 906.8m のほぼ正方形の宮域が確認されている。宮域は掘立柱塀の大垣で囲まれたもので、その外側に空閑地（塙地）と外堀がめぐり、さらにその外に空閑地を隔てて条坊道路の側溝が位置する（図 5）。その幅は、南面では南面大垣と六条大路北側溝まで約 63.5m、東面では東面大垣と東二坊大路の西側溝まで約 60.5m、西面では西面大垣と西二坊大路の東側溝まで約 61.7m、北面では北面大垣と二条大路南側溝まで約 64.2m である。すなわち、藤原宮は、きわめて広大な空閑地によって囲まれていたことになる。そしてこの中に外堀がめぐっている⁽⁹⁾。

このように藤原宮では一辺約 530m を基準とした規則正しい条坊制の方形街区を導入しているにもかかわらず、藤原宮の周囲には不自然ともいえる空閑地が存在し、かつ外堀を造営した。これは、ある意味で、王宮である藤原宮と条坊の方形街区が整合していないことを示す。また、空閑地や外堀の存在は、王宮が条坊の方形街区に対して相対的に独立性が高く、人々、王宮が単独で存在した時代の外郭施設の形態が、条坊制の方形街区を導入しても、なお残ったものと推定される。条坊制導入期の複雑な様相を示すものと考える。この特徴は、わが国で、はじめて条坊制を導入した藤原宮のみにみられる特徴的な形態である。藤原宮の次の王宮である平城宮（710 年～）には、空閑地と外堀は存在しない。平城宮では、大垣の外をすぐに条坊道路がとおっており、条坊の方形街区と宮域は整合的に造営されている。より王宮が条坊の方形街区と一体で造営されることになったものと推定される⁽¹⁰⁾。

また、これと同じ空閑地と外堀は宮城県仙台市仙台郡山官衙遺跡でも確認されている。仙台郡山官衙遺跡は北西に 50～60° 振れるⅠ期官衙（7 世紀後半）と正方位に造営されるⅡ期官衙（7 世紀末～8 世紀前半）がみつかっている。そのⅡ期官衙は、多賀城に移る前の初期陸奥国府と推定されている官衙遺跡で、東西 428.2m、南北 422.7m の官衙域をもつ⁽¹¹⁾。その周囲に大溝と外溝がめぐる（図 4）。区画塀と大溝、そして外溝の距離は約 55m に復元されている。空閑地と大溝をもつこと、ならびに、その規模が藤原宮の東西・南北幅の 1/2 に近いことから、藤原宮をモデルにして造営したのではないかと考えられている⁽¹²⁾。仙台郡山官衙遺跡Ⅱ期官衙は、とくに周囲に条坊の方形街区をもつわけではないので福原長者原官衙遺跡と同様、官衙を周囲と区別し、より莊厳になるように意識されたと推定される。

6.まとめ

このようにみると、福原長者原官衙遺跡のモデルがどこにあるかは、もはや明らかであろう。王宮において、空閑地と外堀をもつのは、藤原宮だけであった。平城宮にはみられない特徴であった。福原長者原官衙遺跡は、藤原宮をもとに造営プランが考えられたとするのが妥当である。

また、このような特徴は仙台郡山官衙遺跡においても認められた（図 6）。仙台郡山官衙遺跡は 7 世紀末に造営されたと考えられ、福原長者原官衙遺跡とほぼ同じ時期の官衙遺跡とみてよい。7 世紀末から 8 世紀初めにおいて、列島の北と南（古代国家の東と西）の地域で呼応するかのように、藤原宮をモデルにした地域支配の拠点である官衙遺跡が成立してくることは、古代国家による列島の地域支配を考えうえできわめて重要である。

福原長者原官衙遺跡の政庁Ⅱ期の造営年代は、藤原宮をモデルにしていることから、それ以降の年代が考えられる。とくに造営尺の問題から、大宝令（701 年）以降の年代とするのが適切である。そして、平城遷都（710 年）以降であれば、藤原宮をモデルにした理由が説明できないので、平城遷都以前の約 10 年間に限定するのが妥当である。

そうすると、大宰府の政庁Ⅱ期が整備されるのは、政庁正殿などの基壇から出土した土器などから、平城遷都後（710 年代後半）と考えられているので、それ以前に、豊前国に大宰府をしのぐ規模と施設



をもった官衙遺跡が存在したことになる。このことは、当時の古代国家による西海道諸国の支配の実態を考えるうえで、興味深い事実となるであろう。

いずれにしても、福原長者原官衙遺跡は、古代国家の地域支配を考えるうえでも、西海道における地域社会の実像を考えるうえでも、きわめて重要な遺跡であることは間違いない。

7. 福原長者原官衙遺跡の今後

福原長者原官衙遺跡は、今年、国史跡の指定に向けた答申を受けたが、遺跡の調査・研究は、国史跡に指定されたら終わりではない。ひとつの通過点に過ぎない。この遺跡がもつ課題について簡単に述べたい。

福原長者原官衙遺跡は国指定史跡の答申を受けたとはいえ、まだ、かなりの部分が未調査で残されている。まず、政庁中心部の発掘調査が必要であろう。現在は、ひとまず南北軸線上で見つかった建物SB011を正殿に相当する施設とみなしているが、平面図を見る限り、北に偏りすぎている。政庁中心部の発掘調査をおこない、建物の有無などを確認する必要がある。

また、脇殿に相当する南北棟建物が3棟検出されているが、さらに、それらが、どのように配置され、正殿の南に儀式空間が存在していたのかを調査する必要がある。

さらに、今回はⅡ期に焦点をおいて、福原長者原官衙遺跡の歴史的意義について述べたが、さらに重要なことは、福原長者原官衙遺跡には、8世紀はじめのⅡ期に先行するⅠ期が存在することである。いまだ、区画溝で囲まれた一辺約130m前後の方形の区画の存在が確認されているにすぎないが、確実に7世紀後半に遡るものとみてよい。Ⅰ期の実態、とくに内部の建物配置などが明らかになれば、7世紀後半のⅠ期から8世紀はじめのⅡ期への変遷が判明し、豊國、豊前国の成立過程、さらに古代国家の九州支配を考えていくうえでも、きわめて重要なことであり、大宰府中心で考えられがちな古代国家の九州支配についても、新しい視点からの研究成果をもたらす可能性がある。いずれにしても、これから発掘調査に期待したい。

さらに、福原長者原官衙遺跡は東九州自動車道によって、南北に分断されている。自動車道があることが問題なのではなく、この自動車道も含めた遺跡の活用方法の検討が必要であろう。現在は自動車道の南側の一部が仮整備されているにすぎない。この貴重な遺跡を日本の歴史の中に正しく位置づけ、それを市民に知ってもらうためにも、有効かつ効果的な活用方法の立案が望まれる。さいわい、行橋市には、御所ヶ谷神籠石や椿市廃寺など、福原長者原官衙遺跡とほぼ同じ時代の遺跡が所在する。このような遺跡と一体での活用方法の検討も必要であろう。

註

- (1) 九州歴史資料館『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014年、行橋市教育委員会『福原長者原遺跡—福岡県行橋市南泉所在古代官衙遺跡の調査一』(行橋市文化財調査報告書 第58集) 2016年。
- (2)『大宝令』は現存しない。そこで、ここでは『養老令』雜令を引用するが、『大宝令』でも、ほぼ同様の条文があったと推定されている。
- (3) 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 2004年。
- (4) 岡田諭「福原長者原遺跡第3次調査」『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014年。
- (5) 九州歴史資料館『大宰府政府跡』吉川弘文館 2002年。
- (6) 九州歴史資料館註(1)前掲報告書。
- (7) 行橋市教育委員会註(1)前掲報告書。
- (8) 木下正史『藤原京』中央公論新社 2003年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008年。
- (9) 藤原宮の空闊地の大きさは発掘調査で確認されている地点での計測による。
- (10) 林部均「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008年。
- (11) 仙台市教育委員会『郡山遺跡発掘調査報告書(総括編)』(仙台市文化財調査報告書第283集) 2005年。
- (12) 今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 2015年(初出は2005年)、林部均「飛鳥・藤原京からみた郡山遺跡・多賀城」『第34回古代城柵官衙遺跡検討会』2008年、林部均「古代宮都と郡山遺跡・多賀城—古代宮都からみた地方官衙論序説一』『国立歴史民俗博物館研究報告』第163集 2011年。

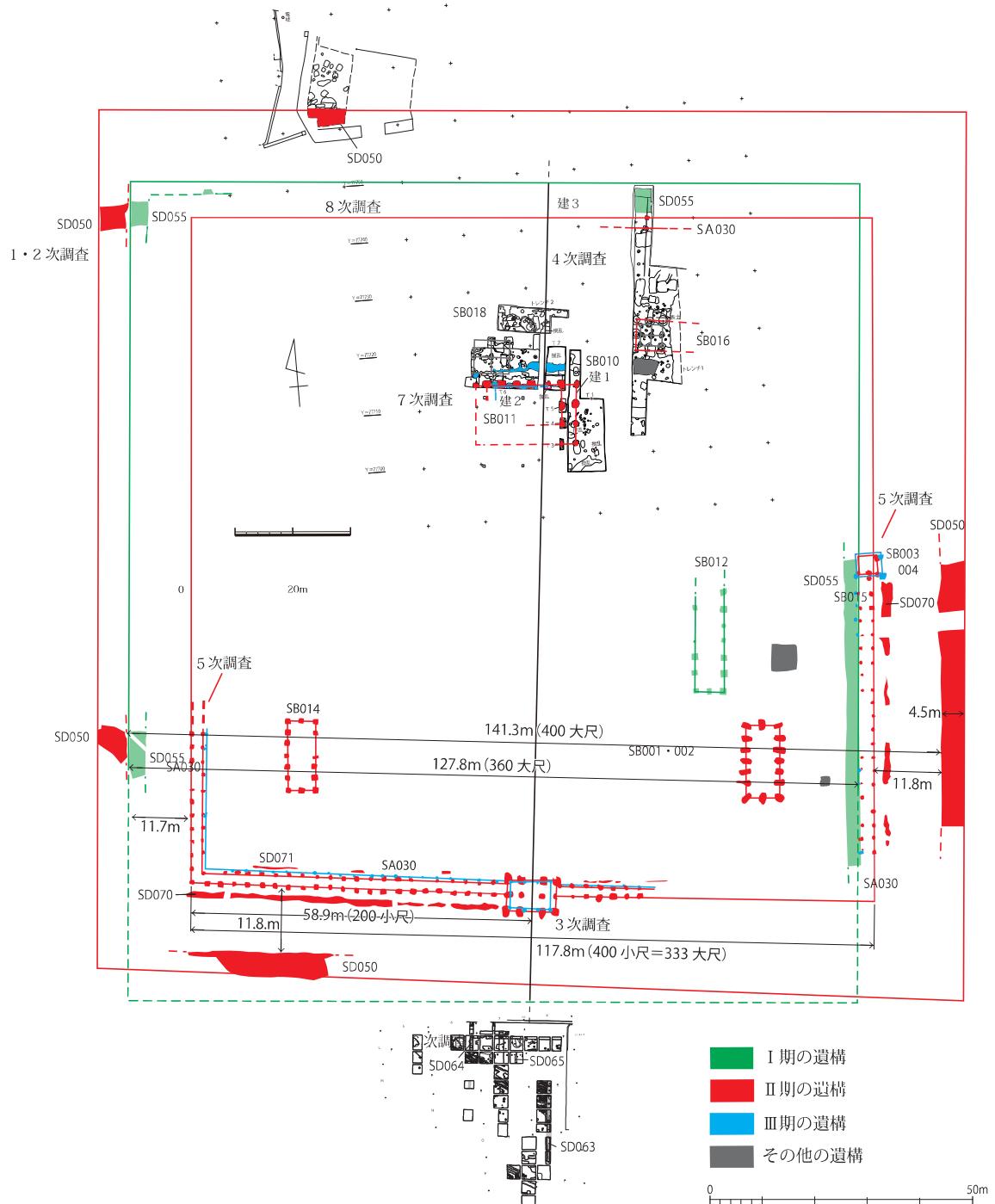


図3 福原長者原官衙遺跡 平面図

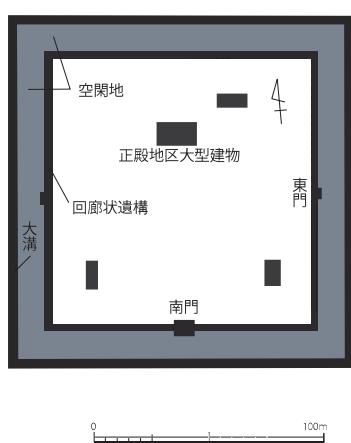


図4 福原長者原官衙遺跡

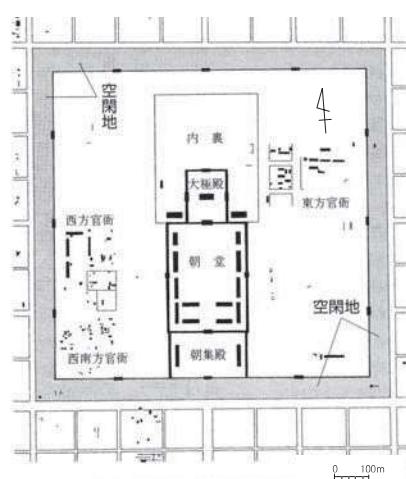


図5 藤原宮

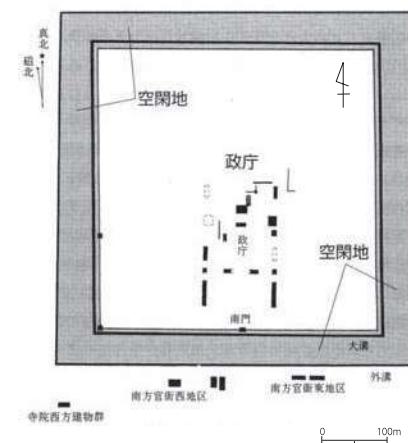


図6 仙台郡山官衙遺跡

資料編

用語解説

律令制 古代日本の中央政権が臣民に対する支配を強化するために、中国（唐）から導入した法律による統治制度。律は刑法、令は行政法に相当する。

国 古代律令国家は首都周辺を五畿、地方を七道に分け、さらに全国を約60の「国」に分けた。これを令制国と呼ぶ（図7）。九州地方は七道のうち西海道にあたり、行橋市は豊前国に含まれる。現在の県にあたり、中央から派遣された国司が統治した。

豊前国 北は北九州市門司区、西は田川市、南東は大分県宇佐市までの領域。豊國と呼ばれていた地域が7世紀末に豊前国と豊後国（中津市、宇佐市を除く大分県）とに分けられたとされる。8郡からなり（図8）、行橋市域は旧京都郡と旧仲津郡にまたがる。

国 庁 国府の政庁のこと。国司が国の政務や儀式をとりおこなう中枢部分。敷地は南を正面とする方形であることが多い、広場を囲むように中枢である正殿と左右に建つ脇殿がコの字形や品の字形に配置されていた。

国 府 国庁を中心に実務を担う曹司群、国司館、国分寺などが集中する国を中心地。

八脚門 棟筋の親柱4本に加え、その前後に控え柱が計8本あるつくりの門。大きな屋根を支えることができる構造で、大寺院や官衙などに用いられる。

■ 古代九州史略年表（8世紀前半まで）

年	できごと
527	筑紫国造磐井の乱
536	那津官家に筑紫・肥・豊の国の屯倉の穀を運ばせる。
562	新羅が伽耶を併合する。
570	元岡G6号墳出土庚寅年銘鉄刀
602	来目皇子が新羅出兵軍を率いて嶋郡に駐留する。
600	遣隋使を派遣（隋書）
607	小野妹子を隋に派遣
608	隋使裴世清来日
609	筑紫大宰が、百濟僧の肥後葦北津への来泊を奏上する。
630	遣唐使を派遣
646	大化改新詔
661	齐明天皇が百済復興に進發、那大津にいたり、筑紫の朝倉宮を居所とする。
662	白村江の敗戦
664	対馬島・壱岐島・筑紫国に防人と烽を置き、筑紫に水城を築く。
665	筑紫に大野城・基肄城を築く。
667	百済鎮将劉仁願が筑紫都督府に来る。対馬に金田城を築く。

年	できごと
670	庚午年籍を作成する。
684	諸国の堺を定めさせる。
689	淨御原令を諸司に頒布する。
690	庚寅年籍を作成する。
700	隼人の反乱
701	大宝律令施行、遣唐使の復活（渡航は翌年）
702	隼人の反乱、薩摩国（日向国からの分離） 大宝2年戸籍を作成し始める。
713	大隅国（日向国からの分離）、『風土記』 撰進の命令
714	隼人を教導させるため、豊前国から大隅国200戸を移住させる。
720	隼人の最後の反乱
740	広嗣の乱
741	国分寺建立の詔
742	大宰府を廃す
745	大宰府再置
756	筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向の国分寺に仏具を下賜する。

坂上康俊「歴史学から見た福原長者原遺跡と豊前国」行橋市教育委員会編
『シンポジウム豊前国誕生 福原長者原遺跡とその時代』2017年 より



図7 令制国図

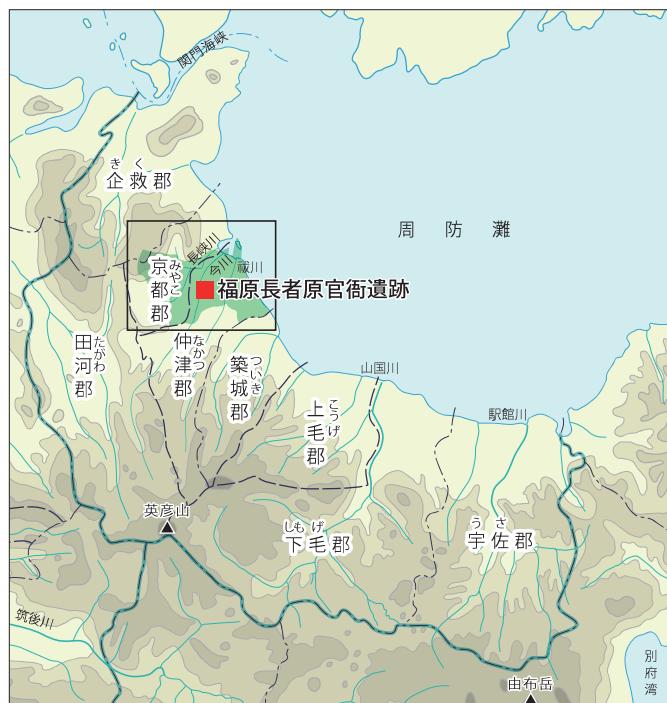


図8 豊前国図

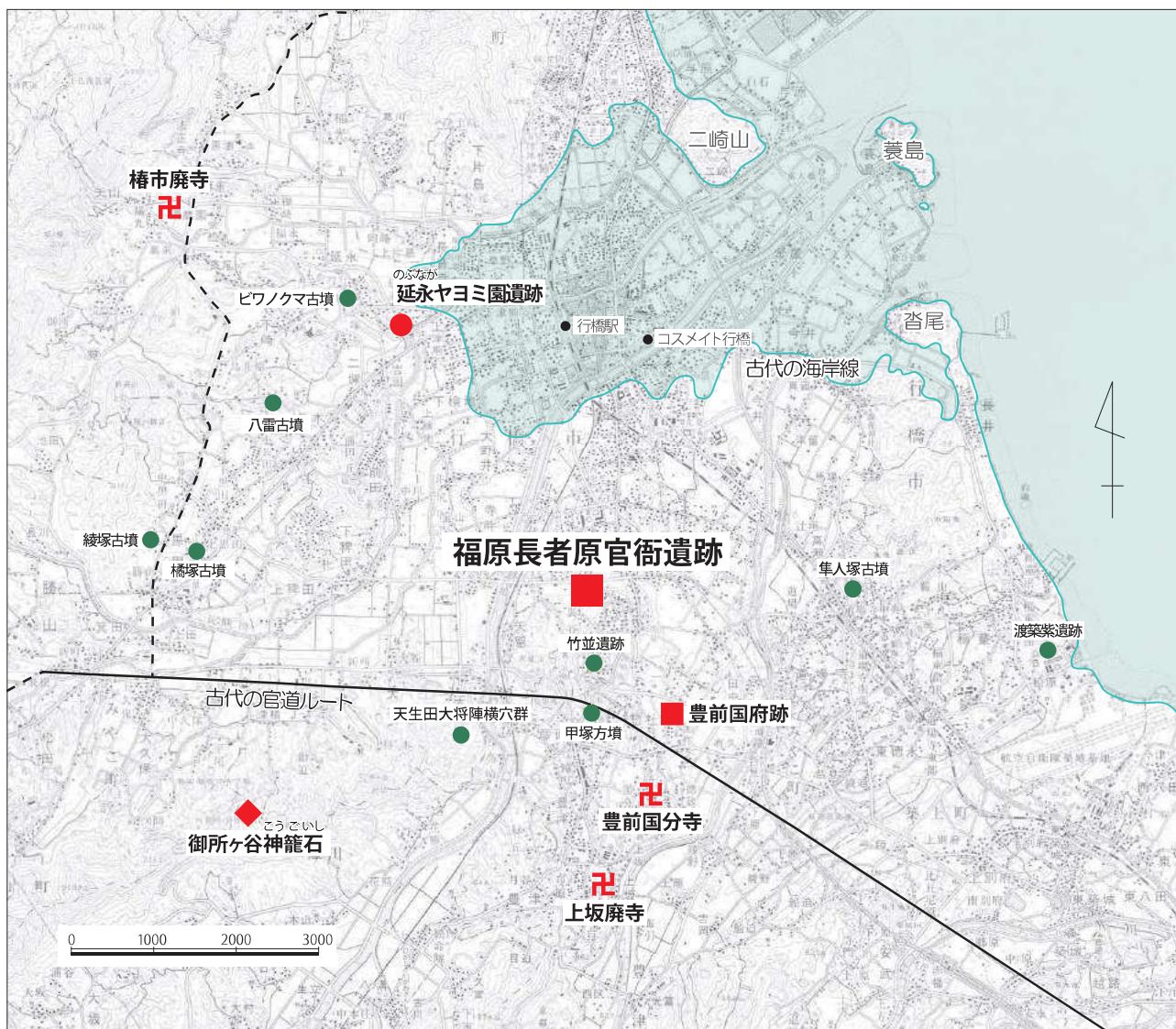


図9 福原長者原官衙遺跡 関連遺跡図

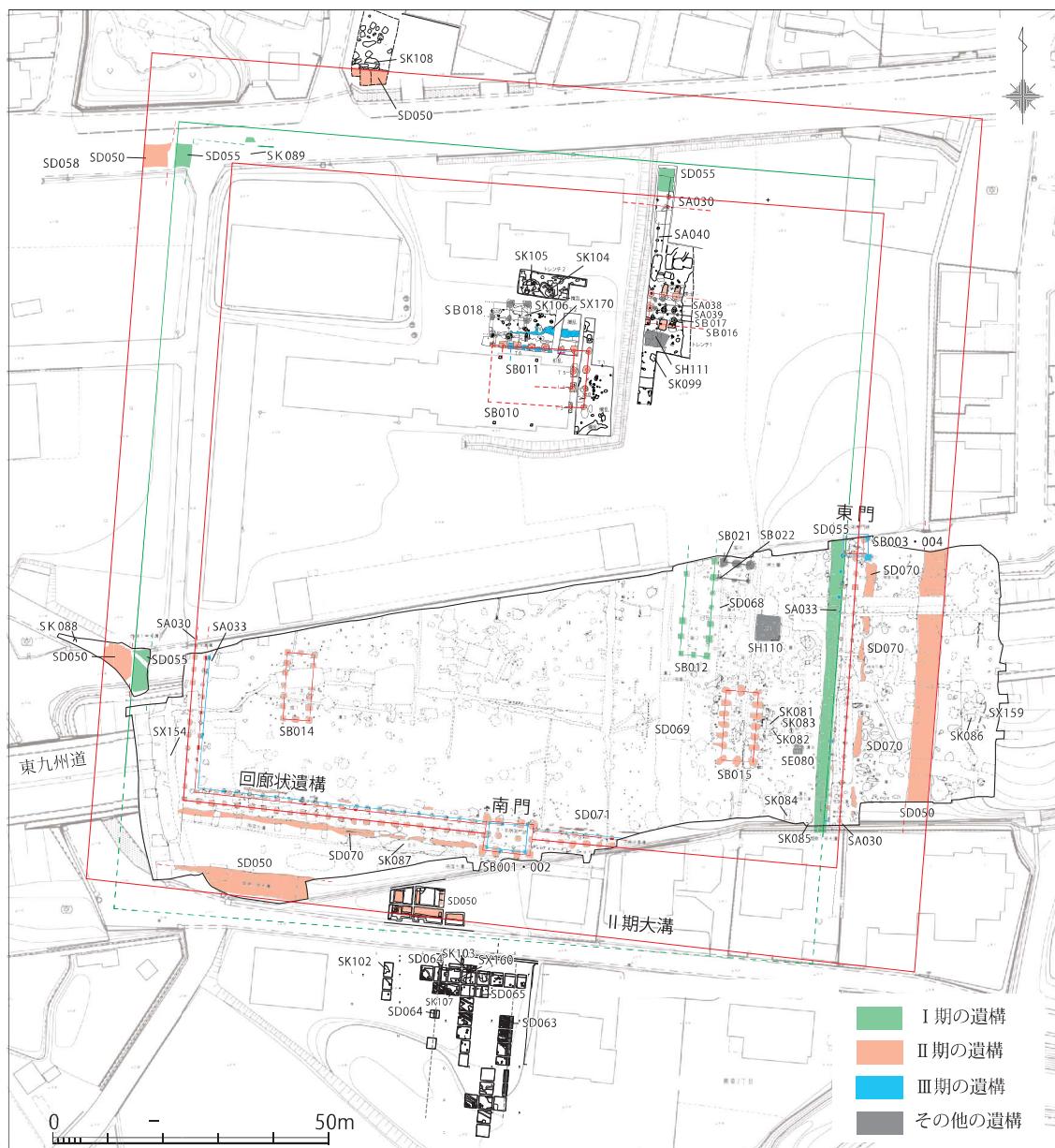


図 10 福原長者原官衙遺跡全体図



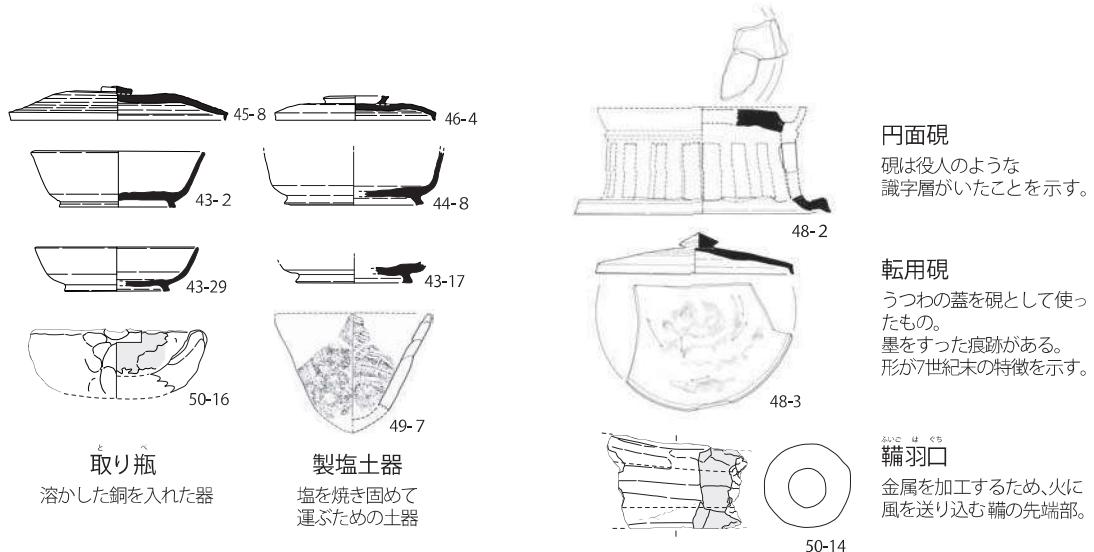


図 12 主な出土遺物

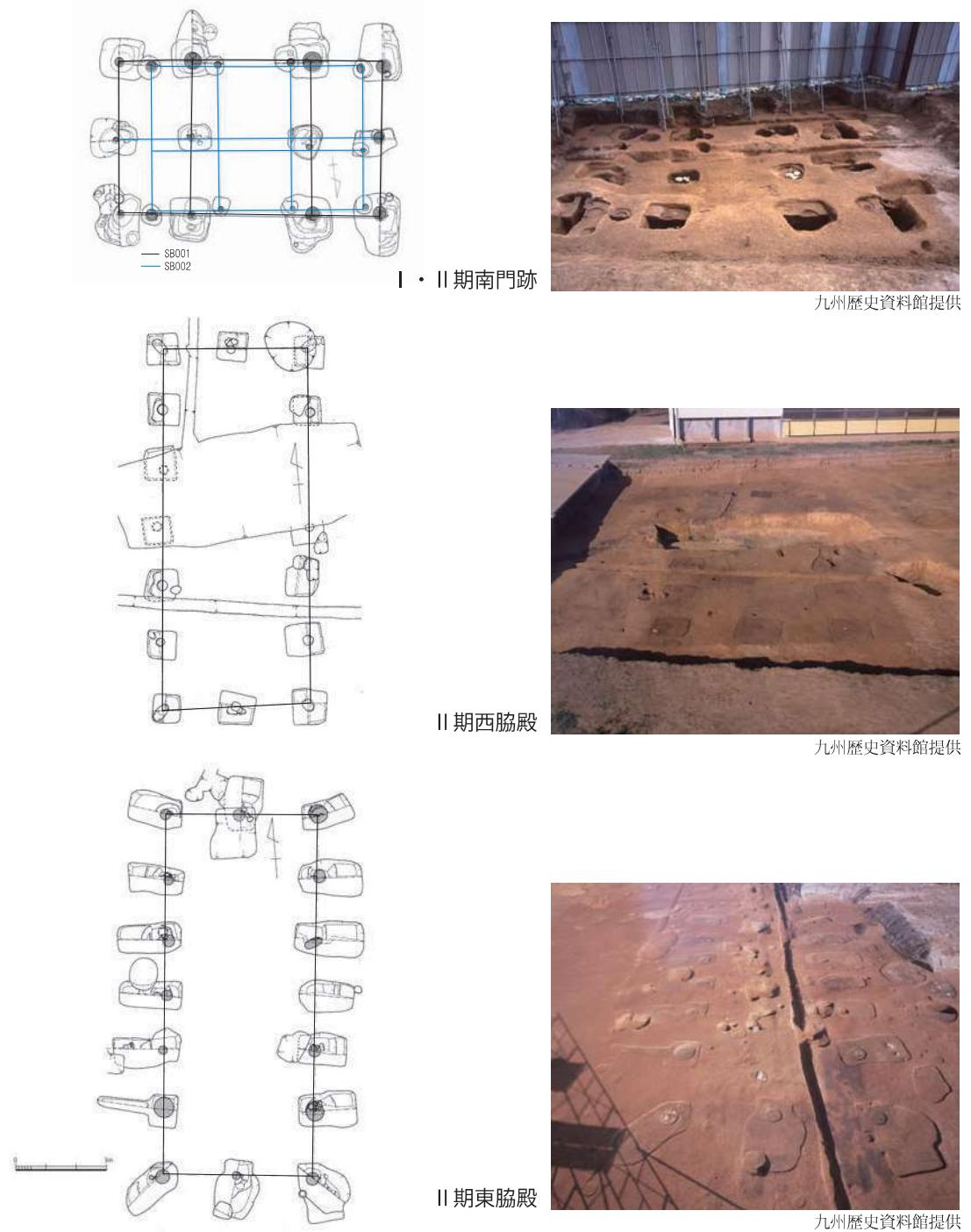


図 13 主な建物遺構の実測図と写真



図14 北西からの空撮



図15 I期大溝とII期大溝
(九州歴史資料館提供)



図16 回廊状遺構と南門
(九州歴史資料館提供)



豊前国印

編集・発行 行橋市教育委員会

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 Tel:0930-25-1111